

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
発 注 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
契 約 名 称	令和 7 年度豊中市妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査委託契約
契 約 内 容	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般（1 か月児）健康診査、乳児後期健康診査、新生児聴覚検査の実施
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	一般社団法人 大阪府医師会 (大阪市天王寺区上本町 2 丁目 1 番 2 2 号)
契 約 金 額	(1) 妊婦健康診査は 1 人につき、1 回目 27,340 円を上限とする。2 回目以降は 5,500 円を上限とする。ただし、4 回目は 10,000 円、6 回目は 6,000 円、8 回目、12 回目は 12,000 円、20 回目、21 回目は 5,000 円を上限とする。また、多胎妊婦に実施する 15 回目から 19 回目については 5,000 円を上限とする。 (2) 乳児一般（1 か月児）健康診査及び乳児後期健康診査は 1 人につき、7,420 円を上限とする。 (3) 産婦健康診査は、1 件あたり 5,000 円を上限とする。 (4) 新生児聴覚検査は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を 1 件あたりの上限とする。 (ｱ) 自動聴性脳幹反応検査（AABR 検査） 4,020 円 (ｲ) 耳音響放射検査（OAE 検査） 1,500 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 当該健康診査事業は、医師としての専門知識、経験に基づき実施される専門性の高い医事行為であり、事業の性質上競争入札に適しないため。